

保育の必要性に関する基準について（案）

1. 保育の必要性について

○子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づいて「保育の必要性」を認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。

○保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされています。

- ①「事由」（保育の必要性…保護者の就労や疾病、妊娠など）
- ②「区分」（保育の必要量…保育標準時間、保育短時間の区分。）
- ③「優先利用」（ひとり親家庭や虐待の恐れがあるケースの子どもなど）

⇒①、②の基準に基づき保育の必要性を認定し、③により優先利用順を設定します。

※保育の必要性の認定については国で基準が定められますが、実際の運用については、現行の状況などを踏まえて詳細な設定を行うなど、市町村ごとの運用を認めるという方針が示されています。

【認定区分】

年齢区分	保育の必要性	認定区分	認定により利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間認定）	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定（保育認定）	認定こども園・保育所
満3歳未満	あり	3号認定（保育認定）	認定こども園・保育所
	なし	認定対象外	—

2. 保育の必要性の認定基準について

①「事由」

現行の【保育に欠ける】事由	新制度における【保育の必要性】の事由	輪島市の考え方
○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること	○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	国の方針と同様
①昼間労働することを常態としていること（就労） ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産） ③疾病にかかるか又は負傷し、もしくは精神や身体に障害を有していること。（保護者の疾病、障害） ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護） ⑤震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。（災害復旧） ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院などを行っている親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ・起業準備を含む ⑦就学 ・職業訓練校などにおける職業訓練を含む ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	

論 点

①から⑨までは、「内閣府で定める事由」となるため、基本は国が提示する事由の通りとなります。

②「区分」(保育の必要量)

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定します。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態などに応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定します。

現行制度	新制度		
区分は設けられていない	教育	教育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日4時間を標準とする。
	保育	保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ フルタイム就労を想定 【1カ月当たり120時間程度の就労(国の基本指針)】 保育必要量 ・ 1日11時間までの利用が可能。
		保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートタイム就労を想定 【1カ月当たり48～64時間程度の就労】 審議事項 保育必要量 ・ 1日8時間までの利用が可能。

論 点

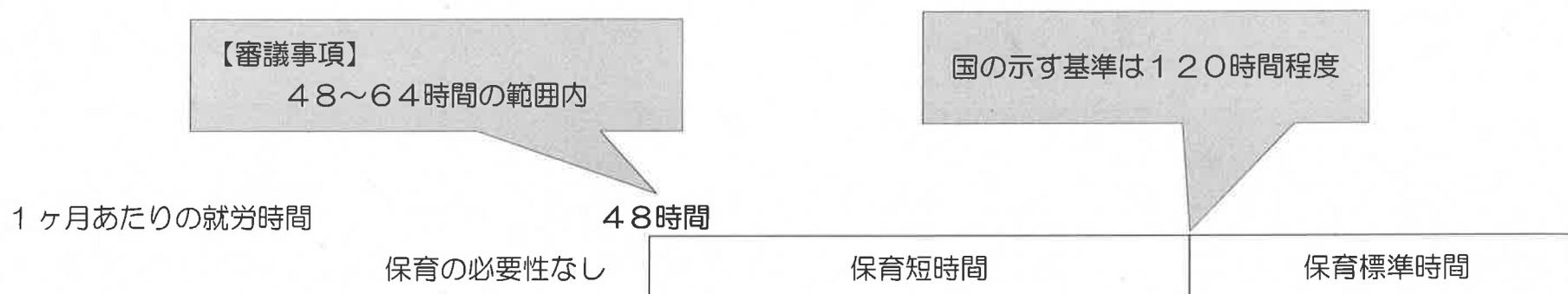
「保育短時間」の下限をどのように設定していくか、市が決定する必要があります。

審議事項①

《保育短時間認定のための就労下限時間の設定について》

子ども・子育て支援法施行規則の保育の必要性の認定事由として、「48～64時間の範囲内で市町村が定める時間以上就労することが常態」と規定されています。本市には、待機児童がないことや現行では就労時間の下限等を設定していないことから、現在入所している児童への影響を考慮し、一番低い就労下限時間である1カ月当たり48時間を基準にしたいと考えます。

《イメージ図（月の就労時間）》



審議事項②

《経過措置について》

- ①現に保育所において入所している児童については、就労時間が48時間に満たない場合でも、経過措置により保育所を利用することができる。
- ②現に保育所において入所している児童については、客観的には保育短時間に該当する場合であっても、保護者が保育短時間を希望しない場合は、経過措置により保育標準時間認定とすることができる。

上記2点については、本市には待機児童がないことや現在入所している児童への影響を考慮し、経過措置を設けたいと考えます。

《保育標準時間と保育短時間の「区分」の認定について》

就労以外の事由についても、それぞれの置かれた状況が異なることから、保育標準時間と保育短時間の「区分」を設けます。

ただし、「②妊娠、出産」、「⑤災害復旧」、「⑧虐待やDVのおそれがあること」の事由については、区分を設けず、保育標準時間を基本とする。

保育標準時間と保育短時間の「区分」の認定が必要な「事由」	保育標準時間を基本とする「事由」
①就労 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院などを行っている親族の介護・看護 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、市町村が認める場合	②妊娠、出産 ⑤災害復旧 ⑧虐待やDVのおそれがあること

保育標準時間と保育短時間の「区分」の認定については、保育短時間における利用時間については、施設ごとに決める（8:00～16:00や9:00～17:00までの8時間）ため、保育短時間の利用時間には合わないことが常態化することが考えられる場合は、保護者の個々の事情に応じ客観的に判断していく。

③優先利用について

○ひとり親家庭、生活保護家庭、育児休業明けなどの世帯に対して調整指数上の優先度を高め、教育・保育施設の利用を優先させるように配慮をし、その運用については、現行の運用状況を踏まえて設定していくとされています。

	国が示す事由	輪島市の現行
優先利用	1 ひとり親家庭	本市には待機児童がないため、「保育に欠ける」と認定した場合は、優先利用に関係なく保育所に入所できます。 ただし、入所先については、兄弟姉妹が同一の保育所の利用を希望する場合は優先します。
	2 生活保護世帯	
	3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	
	4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	
	5 子どもが障害を有する場合	
	6 育児休業明け	
	7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	
	8 小規模保育事業などの卒園児童	
	9 その他市町村が定める事由	

論 点

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準を本市の基準とします。